



目次

- 2 新型コロナワクチン 最新情報
- 6 令和3年度 納税・納入通知書をお送りします
- 10 江別市立病院経営再建計画を策定しました
- 12 令和3年度 江別市職員採用試験
- 28 【健康だより】健康づくり教室 ほか
- 30 無料相談窓口・前期【保存版】

2021

5

vol.979

春、 咲き誇る

まだ肌寒い中、春の訪れを知らせる白と紫のクロッカスが咲いていました。クロッカスの花言葉は「青春の喜び」です。
(4月12日撮影・錦山天満宮)

新型コロナ ワクチン 最新情報

※ 掲載内容は後から変更される場合があります



高齢者の予約受け付け 7月接種分は6月7日(月)から

市では現在、医療従事者と一部の高齢者施設の入所者に、ファイザー社製のワクチンを使用して接種を実施しています。

また、高齢者（令和3年度中に65歳以上に達する方）への接種券発送を完了し、4月26日(月)から5月と6月接種分の予約を開始しています。

予約方法の詳細は左記をご覧ください。
予約数は、6月末までの1回目接種約7千回分で、先着順です。

ワクチンは、希望する方全員が接種できるよう順次供給されますので安心してお待ちください。

7月分の予約受付開始は、6月7日(月)の予定です。それ以降の予約開始日は、広報えべつや市のホームページでお知らせします。

高齢者に該当する方で、接種券が届いていない方は、左記の新型コロナウイルス感染症対策室へご連絡ください。なお、高齢者の接種開始は5月8日(土)からの予定です。

▼ 接種の注意点

ワクチンは肩付近に接種するため、当日は肩を出しやすい服装でお越しください。定期通院している方は、「お薬手帳」を持参してください。

基礎疾患があり現在治療中のの方は、定期通院などの際にかかりつけ医に相談してください。

※事前相談で接種可能とされた場合でも、当日の問診により接種できない場合があります。

▼ 接種後の反応

ワクチン接種後に発熱や接種部位の疼痛、全身倦怠感を感じる場合があります。これらの症状を感じた場合は、安静にするなどしてください。

症状が続く場合は、左記の北海道専門相談ダイヤルへの相談や医療機関を受診してください。

▼ 64歳以下の方、基礎疾患を有する方

64歳以下の方の接種は、基礎疾患を有する方を優先して実施します。接種の時期などは、接種券配布時にお知らせしますので、お待ちください。

▼ かかりつけ医での接種

市内クリニックでは、ファイザー社製以外のワクチンを使用する予定です。市内のかかりつけ医での接種を希望する場合は、薬事承認を受け、接種可能となるまでお待ちください。

スケジュール

スケジュールは変更される場合があります。詳細が決まり次第市ホームページ、広報えべつなどでお知らせします。

接種の優先順位	3月	4月	5月	6月以降
医療従事者	接種を実施			
一部の高齢者施設	4/12 から接種を実施			
65歳以上	3/29 接種券発送	5・6月接種分 4/26～予約開始		7月接種分 6/7～予約開始
		5/8～接種開始		
64歳以下*	接種時期は接種券配布時にお知らせ			

年齢は令和4年3月31日時点
※16歳未満は対象外(4/16時点)

ワクチンの予約 / お問い合わせ先

予約方法は、インターネット予約とコールセンターでの電話予約のみです。

予約枠には限りがあるため、希望日時に予約できないことがあります。
※市役所、保健センター、接種医療機関の窓口では予約は受け付けていません。

■ インターネット予約

市のホームページ(右のQRコード)から予約してください。
※アクセスが集中すると、つながりにくくなる場合があります。



■ 電話予約 / 予約のお問い合わせ

江別市新型コロナワクチンコールセンター

☎ 011-600-1234 (8:45～17:15)

※ 土日、祝日も受け付けています。

※ 18回線用意していますが、繋がりにくい場合はお待ちいただきます。

※コールセンターは「日本ATMヒューマンソリューション株式会社」が江別市から委託を受け運営しています。この番号は市役所には繋がりませんので、新型コロナウイルス対応へのご意見やご要望などは直接江別市へご連絡ください。

■ 副反応などに関するお問い合わせ

北海道専門相談ダイヤル

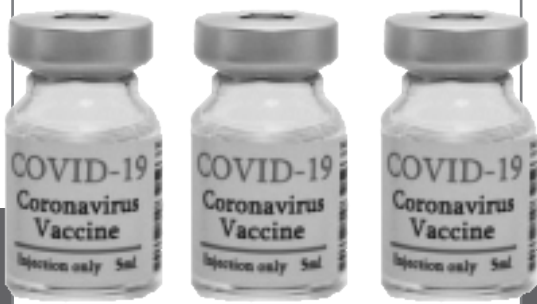
☎ 0120-306-154 (9:00～17:30)

※ 土日、祝日も受け付けています。

■ 接種券発送などに関するお問い合わせ

新型コロナウイルス感染症対策室

☎ 011-385-8910



ご利用ください

「出前講座」

詳細

市民生活課 ☎ 381-1124

出前講座

市では、市民の皆さんの要望に応じて職員が訪問し、市政に関するさまざまな事業をわかりやすく説明する「出前講座」を実施しています。

「出前講座」が、より一層身近なものとなるようメニュー表を更新しました。

メニュー表は市役所本庁舎や公共施設などで配布しているほか、市ホームページからも見ることが出来ます。



▲市HP

▼対象

市内在住・通勤・通学する10人以上の団体

▼開催日時

質疑応答や意見交換の時間を含め、平日10時から21時までの1時間以内

▼場所

市内に限ります。申込団体でご用意ください

▼申込方法

希望日の3週間前までに、講座の担当課へ電話でお申し込みください

市民活動団体版 出前講座

市内の市民活動団体が皆さんのもとに出向き、それぞれの団体の持つ特性を活かした講座などを行います。

市民活動団体版出前講座のメニュー表は江別市民活動センター・あい窓口やホームページでご覧いただけます。

▼申込先

江別市民活動センター・あい窓口
(市民交流施設ばらっと内)
☎ 374-11460

令和3年度「出前講座」

新規・更新メニュー

- **フード特区的取り組みについて**
総合特区推進担当 ☎ 381-1087

食の海外販路開拓や北海道情報大学で実施している「食の臨床試験」など江別市におけるフード特区的取り組みをお話します。

- **江別市の妊娠期からの子育て支援について**
健康推進室(子育て世代包括支援担当)
☎ 385-8137

江別市の妊娠、出産、子育てを支える制度や「子育て世代サポートえべつ」の取り組みについてお話します。

- **北海道林木育種場旧庁舎の建物案内**
生涯学習課 ☎ 381-1060

文化庁・登録有形文化財である北海道林木育種場旧庁舎の特徴や歴史をお話します。

- **生涯活躍のまち整備事業の概要及び今後の取り組みについて**
政策推進課(政策推進担当) ☎ 381-1033

生涯活躍のまち整備事業の概要や、今後の具体的な取り組みについてお話します。



経済センサス活動調査を実施します(調査期日は6月1日)

(詳細)企画課統計担当 ☎ 381-1402

- **経済センサス活動調査とは？**

統計法に基づく基幹統計調査として実施され、全国すべての事業所・企業を対象に、全産業分野について売上金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握する調査です。

- **調査結果はどんなことに使用する？**

国の各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化など地方行政のための基礎資料として利活用されます。

- **調査方法は？**

「調査員による調査」と「国・都道府県及び市による調査」の2つの方法で行います。

「調査員による調査」

主に個人経営の事務所や新設された事業所を都道府県知事が任命する調査員が訪問して調査を行います。

調査員は必ず「調査員証」や「従事者用腕章」を身につけているほか、本調査ではインターネット回答を推奨していますので、ぜひご利用ください。

※ 回答は原則、インターネットや郵送でお願いしています。

「国、都道府県及び市による調査」

主に支社などを有する企業の本社宛てに調査書類を郵送して調査を行います。

調査内容は統計法の規定により、適正に管理され、秘密の保護には万全を期しています。

調査へのご理解・ご回答をよろしくお願いいたします。

個人情報保護制度と情報公開制度

個人情報保護制度

市が保有する個人情報は、個人情報保護制度により具体的な管理ルールが定められ、皆さんが自己の情報の開示や訂正などを求めることができます。ようになっています。

自己に関する個人情報の開示の請求は、どなたでも行うことができ、閲覧は無料です（複写などは実費）。

令和2年度の開示請求の処理状況は、左の表のとおりです。

区分	決定件数
全部開示	8 (18) 件
一部開示	2 件
非開示	0 件
不存在	1 件
計	11 (18) 件

※（ ）内は職員採用試験結果の開示件数

情報公開制度

市が保有する情報を、皆さんからの求めに応じて公開する制度です。

この制度によって、市民参加による公正で開かれた市政を、より一層推進することを目指しています。

公開の請求は、どなたでも行うことができ、閲覧は無料です（複写などは実費）。

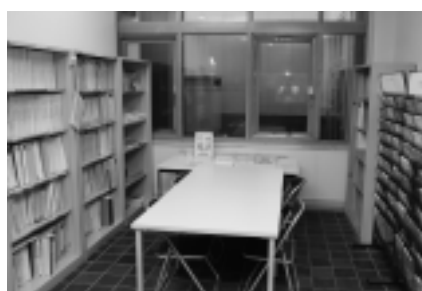
令和2年度の公開請求の処理状況は、左の表のとおりです。

区分	決定件数
全部公開	7 件
一部公開	6 件
非公開	1 件
不存在	1 件
計	15 件

● 情報公開コーナー

市役所本庁舎1階市民相談所横に設置しており、行政情報に関する冊子などを閲覧することができます。

市の情報について知りたいことがありましたら、気軽にご利用ください。



381-1005
詳細 総務部総務課

後期高齢者医療保険 均等割軽減措置が見直されます

【詳細】医療助成課 ☎ 381-1403、北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 290-5601

後期高齢者医療保険は、被保険者全員が等しく負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計が一年間の保険料額になります。

「均等割」は、世帯の所得に応じて、7割・5割・2割の均等割の軽減措置が設けられています。

このうち、7割軽減は特例として、平成30年度まで9割軽減などの措置がとられていました。

しかし、高齢化により医療費が増加し続ける中、若い世代との負担の公平を図るため、令和元年度以降段階的に見直されており、令和2年度に7.75割軽減だった方は、令和3年度から7割軽減となりました。

なお、令和3年度の保険料額は、6月11日(金)発送予定の「保険料額決定通知書」でご確認ください。

該当年度	対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の後期高齢者医療の被保険者全員の保険料軽減判定所得の合計額)	軽減割合	月平均額
R3	R2における判定所得が33万円以下	7割	1,300円
R2	【0円(年金収入については80万円以下)の世帯を除く】	7.75割	975円

※保険料を年金からの引き落としで納めている方については、年度の前半(4・6・8月)は前年度の2月の引き落とし額と同額となり、後半(10・12・2月)で年間の保険料を調整します。軽減割合の見直しにより、月の平均保険料額は上がりますが、10月からの引き落とし額は下がる場合があります。

江別市 高齢者総合計画を策定しました

市では、令和3～5年度までの高齢者総合計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）を策定しました。

市の65歳以上の高齢者人口は令和3年4月1日現在3万7244人で、高齢化率は31.2%となり、高齢化が進行しています。

今後も一人暮らしの高齢者や高齢夫婦のみ世帯の増加が見込まれており、地域全体で支え合い、助け合えるまちづくりを進めていくことが、一層重要となります。

▼ 高齢者人口などの推移および推計

	総人口	65歳以上	高齢化率	認定者数 (要介護・要支援)
H30年度	118,971	35,415	29.8	6,793
R元年度	119,510	36,162	30.3	7,062
R2年度	119,883	37,007	30.9	7,267
R3年度	120,248	37,689	31.3	7,642
R4年度	120,548	38,296	31.8	7,974
R5年度	120,786	38,858	32.2	8,270

※各年度 10月1日現在

単位：人 / %

詳しい計画の内容は、市ホームページをご覧ください。
 介護保険課
 ☎ 381-1067
 ▲市HP



本計画では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取り組みのほか、感染症対策などの取り組みを含めた内容となっています。

令和3～5年度の介護保険料が決定しました（令和2年度と同額）

65歳以上の方の介護保険料は、高齢者総合計画期間中に見込まれる介護サービス費用に基づき、市町村ごとに決定します。詳細は、下記の表または6月にお送りする納入通知書でご確認ください。

〔詳細〕医療助成課 ☎ 381-1403

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が80万円以下の人	× 0.3	1,717円	20,600円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が80万円を越え、120万円以下の人	× 0.5	2,860円	34,320円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が120万円を超える人	× 0.7	4,004円	48,050円
第4段階	本人が市民税非課税で他の世帯員が課税されていて、本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が80万円以下の人	× 0.9	5,148円	61,780円
第5段階	本人が市民税非課税で他の世帯員が課税されていて、本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が80万円を超える人	基準額	5,720円	68,640円
第6段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が120万円未満の人	× 1.2	6,864円	82,370円
第7段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	× 1.3	7,437円	89,240円
第8段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	× 1.5	8,580円	102,960円
第9段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が320万円以上350万円未満の人	× 1.7	9,724円	116,690円
第10段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が350万円以上400万円未満の人	× 1.8	10,297円	123,560円
第11段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	× 1.9	10,868円	130,420円
第12段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の人	× 2.1	12,013円	144,150円
第13段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が1,000万円以上の人	× 2.3	13,157円	157,880円

※年額保険料は、基準となる第5段階の保険料に、それぞれの所得段階の保険料率をかけて算定します

※月額保険料は、年額保険料を12で割り、ひと月あたりに換算したものです

※令和元年10月の消費税率10%の引き上げを財源に、令和元年度から所得段階が第1～3段階の方の保険料負担の軽減を強化しています

令和3年度

納税・納入通知書をお送りします

令和3年度 通知書発送予定日

固定資産税・都市計画税	… 5月11日(火)
市民税・道民税（特別徴収）	… 5月17日(月)
市民税・道民税（普通徴収・年金からの天引き）	… 6月11日(金)
軽自動車税（種別割）	… 5月11日(火)
国民健康保険税	… 6月11日(金)
介護保険料	… 6月11日(金)
後期高齢者医療保険料	… 6月11日(金)

国民健康保険税

【詳細】国保年金課国保賦課係 ☎ 381-1028

国民健康保険税は加入者に負担していただく税金で、前年中の所得に基づき算定されます。

保険が軽減されます。

申告を忘れずに

「国保税の納税義務者で、前年中は無収入だった方」と「収入が障害年金・遺族年金・雇用保険の給付金などの非課税所得のみの方」は必ず申告をしてください。

申告を忘れた場合、軽減対象から外れるほか、高額療養費支給額や入院時食事療養費の減額などが正しい区分で判定されませんのでご注意ください。

所得の種類や内容により申告先が異なるため、まずは国保年金課（☎ 381-1028）へお問い合わせください。

解雇された方など

どの軽減

解雇や雇い止め、倒産などにより離職を余儀なくされた方は、申請により国民健康保

● 対象者

雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者

※特例受給資格者と高齢受給資格者は対象外

● 軽減額

対象者の前年給与所得を100分の30とみなして国民健康保険税を計算します。

● 軽減期間

離職した日の翌日の月分から翌年度末まで。

※雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。また、軽減期間内に国保資格に異動があった場合は、軽減が継続されない場合があります。

● 申請方法

雇用保険受給資格者証、印鑑、申請者の本人確認書類、マイナンバーが分かるものを持って市役所6番窓口で手続きをしてください。

手続きなどの詳細は、下記のQRコードからご確認ください



市民税・道民税

【詳細】市民税課 ☎ 381-1012

江別市に住んでいる人が納める税金の1つに住民税があります。これは市民税と道民税を総称したもので、2つ合わせて住民税として課税され、納めることになっています。

どんな人が課税されるの？

市民税・道民税は、毎年1月1日現在、市内に住所があり、一定の所得を超える方は、所得額に応じて課税されます（課税されない方は左表のとおり）。

市民税・道民税が課税されない方

均等割も所得割もかからない方

- ①未成年の方、障がいのある方、寡婦またはひとり親に該当する方で、前年の合計所得金額が135万円以下の方
- ②扶養親族がいない方で、前年の合計所得金額が45万円以下の方
- ③扶養親族がいる方で、前年の合計所得金額が{(本人+扶養人数)×35万円+21万円+10万円}以下の方
- ④生活保護法によって生活扶助を受けている方

所得割がかからない方

- ①扶養親族がいない方で、前年の総所得金額等が45万円以下の方
- ②扶養親族がいる方で、前年の総所得金額等が{(本人+扶養人数)×35万円+32万円+10万円}以下の方
※扶養親族の人数には、16歳未満の年少扶養親族を含みます。

●上記の判定額は税制改正により令和3年度から変更になりました。

税額はどのように計算するの？

均等割と所得割という2種類の方法で税額を算出し、納税義務者に課税しています。

【均等割額】

均等割額は一定額以上の所得のある方が、等しく同じ額を負担する税金です。

均等割額

5,000円
市民税 3,500円
道民税 1,500円

※平成26年度から令和5年度まで、防災に必要な財源確保のため、特例で均等割額に1,000円(市民税500円、道民税500円)が加算されています。

【所得割額】

所得割は、前年中の所得金額や所得控除額などから算出し、個人の所得に応じた額を負担する税金です。

所得割額

それぞれの所得に応じた額
課税標準額×税率(10%) - 税控除額

※課税標準額 = 前年の総所得額 - 所得控除金額

※土地・建物の譲渡所得など、所得の種類によっては、計算方法が異なります。

納付はいつしたら良いの？

● 給与所得の方

原則6月から翌年5月までの毎月、給与から天引きされます(特別徴収)。

● 事業を営む方など

6月30日(水)、8月31日(火)、11月1日(月)、翌年1月31日(月)の年4回、直接個人で納めます(普通徴収)。

● 年金収入のある方

年齢や年金などにより、普通徴収または年金からの天引きとなります(選択制ではありません)。

また、昨年の4月3日から今年の4月2日までに65歳になった方は、年度の途中で年金からの天引きが始まりますので、それまでは普通徴収となります。

※給与と年金など、複数の収入がある方は、各収入ごとに納入方法が異なる場合があります。



申告書の内容を反映できない場合があります

新型コロナウイルス感染症の影響で申告期限が延長されたことにより、当初納税通知書に申告の内容を反映できないことがあります。

反映できなかった場合は順次、税額の変更通知書

をお送りいたします。

住民税の課税額や課税所得により自己負担などが定められている制度への影響もありますので、ご理解をお願いいたします。

固定資産税・都市計画税

【詳細】資産税課 ☎ 381・1404

納税義務者は？

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に土地や家屋、償却資産（※1）を所有しており、土地・家屋登記簿や補充課税台帳、償却資産課税台帳に、所有者として登記または登録されている方に課税されます。

都市計画税は、土地・家屋が市街化区域内に所在する場合に課税されます。

※1 事業用の機械、器具、備品など

納期はいつですか？

納期は5月、7月、9月、12月の年4回です。

税額はどのように計算するの？

土地、家屋、償却資産の評価額をもとに算出した、「課税標準額」に税率をかけて税額を算出しています。

【固定資産税】

課税標準額×税率（1.4%）

【都市計画税】

課税標準額×税率（0.3%）

納税通知書には「固定資産（土地・家屋）課税明細書」を添付しています。

現況調査にご協力を！

土地と家屋の調査を行っています。調査の際は内部に立ち入りをさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、調査員は「固定資産評価補助員証」を携帯しています。

<土地>

土地の現況と課税台帳を照合し、変更の有無を確認します。

<家屋>

玄関フード、増築家屋、車庫や物置などの現況確認にあわせて、取壊し家屋の調査も行います。



▼ 新築住宅の固定資産税の軽減期間終了

平成29年（マンションなどの3階建以上の中高層耐火住宅は平成27年。ただし長期優良住宅を除く）に新築された住宅の固定資産税は、軽減の期間が令和2年度で終了したため、令和3年度から本来の税額に戻ります。

なお、これまで軽減されていた税額は、昨年度までの納税通知書の2枚目に記載されていますので、ご確認ください。

納税の猶予制度

下記に該当する方は納税が猶予される場合があります。詳細は、納税課（☎ 381-1013）へお問い合わせください。

● 徴収の猶予

災害や病気、事業の廃止などの理由により、市税を一時に納付できないと認められる場合。

● 換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがある場合。

② 滞納処分が行われます

督促状や催告書を発送した後も未納が続く方には、滞納している税を強制的に徴収する「滞納処分」を行う場合があります。「滞納処分」は、債権（預貯金・給与・生命保険など）のほか、不動産や動産（自動車など）の財産も対象となります。

差し押さえた不動産や動産はインターネット公売などで売却され、買受代金は滞納市税などに充てられます。

差押

インターネット公売のお知らせ

差し押さえた不動産や動産（自動車など）をインターネット上で購入することができます。

インターネット公売の開催状況など、詳細は右のQRコードからご覧ください。



軽自動車税(種別割)

令和元年10月1日から軽自動車税は「軽自動車税(種別割)」に名称が変更されました。

〔詳細〕市民税課税制係 ☎ 381-1012



納税義務者は？

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、原動機付自転車、トラクターなどの小型特殊自動車、軽自動車、2輪小型自動車を市内で所有または使用している方に課税されます。

なお、普通自動車税と異なり、軽自動車税(種別割)には月割制度はありません。

納付はいつまで？

納期限は5月31日(月)です。

▼口座振替をご利用の方へ

6月中旬頃から口座振替済通知書と車検用納税証明書を送送します。5月下旬～6月中旬に車検の有効期間満了となる車両は、昨年度の車検用納税証明書で早めの車検をお勧めします。今年度の納税証明書が必要な方はご連絡を。

軽自動車税(種別割)のよくある質問

Q 軽自動車を5月中旬に売却したのですが、納税通知書が送られてきました。現在は所有していないのに課税されるのですか？

A 軽自動車税(種別割)は4月1日時点での所有者が納税義務者となります。月割制度はありませんので、全額が課税されます。

軽自動車税(種別割)の減免

下表に該当する方は減免制度があります

※ 減免は障がいのある方など、1名につき1台です

対象となる軽自動車
(ア) 障がい者等本人に納税義務がある車両 (イ) 障がい者等と生計同一の方に納税義務がある車両
運転手
(A) 障がい者等本人 (B) 障がい者等と生計同一の方 (C) 障がい者等のみの世帯の場合、常時介護者 ※ (ア) の車両であることが必要
車両の使用頻度
週1回(月4回)程度以上 ※ (C) の場合のみ、週3回程度以上。(常時介護のため)
その他の対象となる軽自動車
身体障がい者などの利用のための構造を持つ車両

● 減免手続きに必要なもの

交付を受けている手帳(身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳など) / 運転免許証(当該車両を運転される方のもの) / 印鑑(スタンプタイプの簡易印鑑は不可) / 車検証 / 車所有者のマイナンバーカード(マイナンバーカードがない場合は、通知カード+運転免許証など)

● 申込先・申込期限

5月31日(月)までに市役所10番窓口で手続きを。

納税通知書が届いてから申請される方は、納税前に手続きしてください。詳細は市民税課税制係(☎ 381-1012)へお問い合わせください。

市税は納期限内に納めましょう

〔詳細〕納税課 ☎ 381-1013

市税は、皆さんが安心して暮らせるよう、教育や福祉などのサービスを提供するための大切な財源です。

納期限までに納められない場合は「滞納」となり、延滞金も発生します。忘れずに納めましょう。

市税を公平に負担していただくため、市税滞納の解消と防止に向け取り組んで参りますので、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

相談はお早めに

今月から税目ごとに令和3年度の通知書が発送されます。やむを得ない事情で期限までに納付できない場合は、お早めにご相談ください。

滞納してしまうと…？

① はじめに督促状が届きます

定められた納期限までに納税されない場合、督促状を送付します。その後も未納の場合は、納付案内コールセンターから電話による呼びかけを行うほか、催告書なども送付します。





江別市立病院経営再建計画を策定しました

市立病院では、江別市と近隣市町村を含む地域において、必要とされる医療を持続的に提供できる体制を確保しつつ、市立病院の経営再建を着実に推進するため、「江別市立病院経営再建計画」を策定しました。

抜本的な経営再建に向け、「江別市立病院の役割とあり方を検討する委員会」の答申を踏まえつつ、「北海道地域医療構想」との整合性を図り、策定するものであり、「江別市立病院新公立病院改革プラン」の後継計画として位置づけられるものです。

本計画の対象期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間であり、令和5年度での収支均衡の実現に向け、令和2年度から令和4年度までを集中改革期間として、経営再建に取り組んでいます。

本計画は、市立病院や市内公共施設などで配布しているほか、ホームページからも見ることができます。



▲市立病院HP

江別市立病院経営再建計画の概要

● 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

市立病院は、「地域の医療をつなぎ、地域に密着した医療を提供し、地域の発展に貢献する病院」として、『地域密着型の医療』、『効果的・効率的な医療』、『地域の発展に貢献する医療』の実現を目指し、公立病院として担うべき医療の重点化を図ります。

また、地域の医療機関と連携を強化し機能を分化するほか、新型コロナウイルス感染症などの蔓延を踏まえ、「感染症医療」については、札幌医療圏の医療機関との連携を図り、適切に対応します。

● 経営効率化

■ 経営指標に関する数値目標を設定し、経営再建に取り組めます。

【主な数値目標（一部）】

▼ 収入確保に係るもの
1日当たりの入院患者数

現状 (令和元年度)	目標 (令和5年度)	方向性
173人	210人	↗

1日当たりの外来患者数

現状 (令和元年度)	目標 (令和5年度)	方向性
560人	600人	↗

▼ 経営の安定性に係るもの
不良債権額

現状 (令和元年度)	目標 (令和5年度)	方向性
1,038,322円	739,405円	↘

■ 経営を安定化させるため、構築すべき診療体制を明確にし、医師をはじめとする医療従事者を確保します。最重要課題である医師招聘に向けた体制強化、医師の働き方改革への対応、看護体制の抜本的見直しに取り組めます。

■ 資金面での安定性を確立するため、経営改善を進めて不良債権額の縮減を図るなど財務基盤を強化します。

■ 診療体制や経営再建の取り組みについて、広報活動を充実させ、市民へのわかりやすい情報提供に努めます。

● 再編・ネットワーク化

地域医療構想における病床機能の適正化の方針などを踏まえ、専門的医療や高度急性期医療が必要な疾患については、札幌市内の医療機関との連携を引き続き強化し、地域の中核的医療機関として、市民にとって必要な医療提供体制の確保に努めます。また、南空知地区を含む近隣自治体の医療機関との連携を引き続き強化します。

● 経営形態の見直し

現状の地方公営企業法の一部適用では、人事面や財務面における組織運営での自律性、柔軟性に制約があります。

一方、地方公営企業法の全部適用では、専任の事業管理者を設置することで、人事面や財務面における組織運営での自律性、柔軟性が高まり、診療報酬改定や医療制度変更などに対する迅速な対応が可能となります。

このため、経営の安定化や収支均衡の実現に向け、令和4年度当初における地方公営企業法全部適用への移行を目指し、必要な取り組みを進めます。

● 点検・評価・公表などの体制

本計画の点検、評価については、外部委員によって構成される「江別市立病院経営評価委員会」において定期的に行います。

点検、評価結果は市立病院ホームページにおいて公表します。また、広報紙などを通じて、わかりやすく周知を行い、市立病院の経営状況や運営方針について、市民理解が深まるよう努めます。





Mori
Masamitsu

医療監（総合内科）

もり まさみつ
森 正光

江別市立病院に勤める前は、道東の摩周湖の麓の弟子屈町にある摩周厚生病院で院長として18年間勤務していました。微力ながらもこれまでの内科医としての経験をいかしてお役に立てられればと思いますので、よろしくお願いいたします。



新任医師紹介

医療監（総合内科）に森正光医師、精神科部長に藤本和輝医師、病理診断科部長に後藤田裕子医師、麻酔科部長に川岸俊也医師、外科部長に横山啓介医師が着任されました。



Fujimoto
Kazuki

精神科 部長

ふじもと かずき
藤本 和輝

これまで地域病院で精神疾患の診療に携わってまいりました。患者様が少しでも安心な生活を送れる力になればと思います。



Gotoda
Hiroko

病理診断科 部長

ごとうだ ひろこ
後藤田 裕子

病理医は、患者様と直接お会いすることはまれですが、病理診断の際には患者様とお会いするような気持ちで丁寧に診断することを心がけています。少しでも早く正確な診断を行い、お役に立ちたいと思っています。



Kawagishi
Toshiya

麻酔科 部長

かわぎし としや
川岸 俊也

安全で快適な麻酔を提供できるよう頑張っていきます。



Yokoyama
Keisuke

外科 部長

よこやま けいすけ
横山 啓介

江別市の皆さまの健康に貢献できるよう精一杯頑張ります。

職員採用情報

■ 看護補助者（会計年度任用職員）

【業務内容】入院患者の日常生活（保清保持や食事、排泄など）を介助する業務

【勤務時間】シフト制 週5日勤務

1日7:00～19:30の中で8時間（途中1時間休憩）

※短時間勤務などの相談にも応じます

【報酬】月給144,606円 賞与年2回 通勤手当支給

【応募資格】資格要件なし

【選考方法】提出書類の審査と面接試験

【応募方法】履歴書（3ヶ月以内に撮影した顔写真を貼付したもの）を市立病院管理課総務係へ郵送

【申込・詳細】市立病院 管理課総務係

〒067-8585 若草町6 ☎382-5151

HP: <http://www.ebetsu-hospital.jp/>



■ 精神保健福祉士（会計年度任用職員）

【業務内容】受診・療養・退院支援・記録作成業務など

【勤務時間】週5日 8:30～17:00の間で7時間
（休憩1時間）

【報酬】月給186,335円（週35時間勤務の場合）

賞与年2回 通勤手当支給

【応募資格】精神保健福祉士の資格をお持ちの方

【選考方法】提出書類の審査と面接試験

【応募方法】履歴書（3ヶ月以内に撮影した顔写真を貼付したもの）、精神保健福祉士登録証の写しを市立病院管理課総務係へ郵送

令和3年度 江別市職員採用試験

【詳細】職員課 ☎ 381-1007

新型コロナウイルス感染症の拡大状況などによっては、採用試験の日程や内容などを変更する場合があります。

変更などを決定した場合は、市ホームページでお知らせしますので、必ず最新の情報を確認してください。



職種	区分	応募資格 (各区分とも要件をすべて満たす方)	試験案内の 配布開始日	申込期間	一次(学科)試験
一般事務職	社会人の部	<ul style="list-style-type: none"> ● 高等学校を卒業(見込み含む)した方で、昭和57年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方 ● 採用後、江別市内に居住可能な方 	5月21日(金)	5月24日(月) 5 6月11日(金)	【試験】 SPI3 (テストセンター方式) 【受験期間】 7月9日(金)～7月30日(金)
	身体障がい者の部	<ul style="list-style-type: none"> ● 高等学校を卒業した方(※)で、昭和57年4月2日以降に生まれた方 ● 身体障害者手帳(1～6級)の交付を受けている方 ● 活字印刷文による出題、口頭による面接試験に対応できる方 ● 採用後、江別市内に居住が可能な方 	5月7日(金)	5月7日(金) 5 5月21日(金)	【試験】 教養試験(筆記)など 【試験日】 6月27日(日) ※市民会館で実施

※ 身体障がい者の部の採用試験は、年2回実施します。

※ 身体障がい者の部について、今年度末に高等学校を卒業する見込みの方は、第2回試験を受験してください。

■ 試験案内の配布

試験案内と申込書は、本庁舎2階職員課、大麻出張所、水道庁舎証明交付窓口で配布するほか、市ホームページからも入手できます。

■ 申込方法

申込書の提出および「Web申込み」の両方が必要です。申込方法の詳細については、必ず試験案内で確認してください。

江別市職員採用試験 今後の予定

職種	申込開始時期(予定)	一次(学科)試験実施時期(予定)
一般事務職(大学の部)	令和3年7月上旬	令和3年8月
一般事務職(身体障がい者の部)※第2回試験	令和3年8月上旬	令和3年9月
土木技術職		
電気技術職		
機械技術職		
消防職		
保育士		

※ 各職種における受験資格などの詳細は、申し込み開始時期と同時期から配布予定の試験案内にてお知らせします。

※ 採用試験を実施する職種や試験日程は、今後の事業計画などにより変更する場合があります。

EVENT

登山教室

[申込・詳細](#)

江別市スポーツ振興財団 ☎ 384-5001



登山の初心者やこれから登山を始めたい人を対象とした教室です。事前に登山の基礎知識を学ぶ座学もあります。
※小学生は保護者同伴、中・高生は保護者の許可が必要

日 時 事前研修会 6月15日(火) 19:00～
※事前研修会は東野幌体育館で行います
登山日 6月26日(土) 市民体育館 5:30 出発
会 場 ニセコイワオヌプリ(ニセコ町) 標高1,116m
対 象 小学生以上(定員30名、超過の場合は抽選)
料 金 高校生以上:4,200円 小中学生:2,100円
申込方法 6/6(日)～6/8(火)に市民体育館へ直接申し込み。

EVENT

第1回・第2回
グリーンボール講習会

[申込・詳細](#)

江別市スポーツ振興財団 ☎ 384-5001



江別発祥のスポーツ、グリーンボールの講習会を開催します。地元生まれのスポーツを体験してみませんか。用具は会場にて無料で貸し出します。※雨天中止

日 時 第1回 5月23日(日) 受付9:00～
第2回 6月5日(土) 受付9:00～
会 場 飛鳥山公園グリーンボール場
対 象 小学生以上
料 金 無料
申込方法 事前申込不要。当日、会場にて受付。

EVENT

初めての自然散歩講座
～深緑の森の木々と草花～

[申込・詳細](#) 大麻公民館 ☎ 387-3315



自然ふれあい交流館普及啓発員と一緒に野幌森林公園を散策し、木々や草花を観察します。

日 時 5月26日(水) 10:00～12:00
会 場 野幌森林公園大沢口
～エゾユズリハコース ※3km
定 員 先着10名
料 金 200円(当日持参・小学生以下無料)
持 ち 物 筆記用具、雨具、マスク着用
申込方法 5月12日(水) 9:30から大麻公民館
(☎ 387-3315)へ電話で申し込み。

EVENT

小森 忍 新収蔵品展

[詳細](#) セラミックアートセンター
☎ 385-1004



令和2年度以降に寄贈された小森 忍の作品約20点を展示し、その生涯と功績を辿ります。

日 時 5月11日(火)～6月20日(日) ※月曜日は休館日
9:30～17:00(最終入場は16:30)
会 場 セラミックアートセンター 小森忍記念室
5月8日(土)～9日(日)の間、小森忍記念室は閉室
料 金 高校生以上 300円(240円)
小中学生 150円(120円)
身障者手帳受給者は無料
※()内は20名以上の団体料金